

広情審第15号  
平成14年5月31日

広島市長 秋葉忠利様

広島市情報公開審査会  
会長 畑博行

公文書開示決定等に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成13年10月29日付け広段工第74号で諮問のあったこのことについて、別添のとおり答申します。

# 答 申 書

平成13年10月29日付け広段工第74号で諮問のあった事案について、次のとおり答申する。

## 1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

平成13年8月29日付け異議申立書及び同年9月20日付け補正書並びに同月25日付け補正書の趣旨は、同年7月9日付けの「段原土地区画整理事業の平成11年1月に行った清算金についての8回の地元説明会の議事録」の開示請求に対し、実施機関が、同月23日付け広島市指令段工第11号で公文書部分開示決定処分を行ったことの取消しを求めるというものである。

## 3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び口頭意見陳述等での異議申立人の主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

### (1) 段原土地区画整理事業のいわゆる清算金問題について

広島市は、小宅地対策として、減歩はしない代わりに清算金で清算するとした。

この金額について、20年前には、「買収価格の約53万円/坪で清算する。」と説明していたが、平成10年には100万円/坪としたので住民運動が起きた。

広島市は、「平均53万円程度と考えられる」という、平均53万円程度で清算すると説明したのか、説明していないのかも分からないことを言っている。「考えられる」として、説明したことをぼかしている。

清算金の問題は、市役所がやった、新しいタイプの詐欺事件である。

### (2) 請求に係る公文書について

平成11年11月の8回分の清算金の地元説明会の市職員の答弁の議事録が90%以上隠ぺいされている。市職員の答弁の内容を、すべて公開すべきである。市長が謝罪して案内した説明会であるにもかかわらず、市長自ら詐欺事件の隠ぺい工作をしている。

この説明会の内容は、市が録音しているはずである。参事が土地の買収価格の平均を説明したと発言したこと、「忘れていたのも事実ですので誠に申し訳ない」、

「責任がある」と回答したことなど、住民にとって大切な証拠なので、議事録を作  
って出すべきである。我々が収録したビデオも、必要があれば貸し出す。

また、開示請求は「説明会の議事録」であるが、開示決定では「説明会の概要」  
となっている。正確な議事録を発行すべきである。開示された文書は、地権者の質  
問内容の議事録であり、説明会の議事録でもなければ、概要にもなっていない。一  
般常識として、主催者側の答弁の方が大切である。市役所の答弁がないものを議事  
要旨文書であるとしているが、だましているだけであり、違法及び不当である。

説明会の議事録は、市民の財産、生活、健康を守るために大切なものである。正  
しい情報公開をして、行政の役割を果たすべきである。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書等による主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示した公文書は、説明会の様子を速やかに局長等に報告する目的で作成したもの  
であるため、説明会の概要を地元の方の発言を中心にまとめてものになっており、  
これ以外に説明会の記録はない。したがって、議事録文書を隠ぺいしているとの異議  
申立人の主張には理由がない。
- (2) 異議申立人は、開示された議事要旨に市職員の発言が記録されていないことを問題  
にしているが、市職員の説明や答弁の内容は局長等が了知済みのことであり、この議  
事要旨に記載する意味がない。開示した議事要旨文書には、要旨ではあるが本件説明  
会の議事内容を記録しているのだから、請求文書を議事要旨文書であると特定したこ  
とに、違法又は不当な点は認められない。
- (3) その他本件処分には、違法又は不当な点は認められない。

#### 5 審査会の判断

異議申立人からは、本件部分開示決定において公文書の一部を不開示にしたことにつ  
いては何の主張もなく、部分開示した公文書に市側の発言が記されていないことにつ  
いてのみ主張しているため、これについて、以下のとおり判断する。

当審査会は、開示請求に係る清算金についての8回の地元説明会の開催を案内した2  
6ページからなる案内文を確認したが、これには、実施機関が不適切な説明を繰り返  
していたこと、それを踏まえた上でも清算金の緩和措置を講じることはできないと判  
断していることが、具体的に記されていた。

当審査会においては、この説明会における実施機関の発言を確認していないが、この  
説明会において、実施機関から、この案内文の範囲を越える重要な説明があったとは  
考えにくい。

したがって、実施機関の主張のとおり、説明会の様子を速やかに局長等に報告する目的で作成したこと、説明会の概要を地元の方の発言を中心にまとめてきたことについては、不自然な点はない。

法律の一般論として、「ないこと」を明確に証明することは困難であると考えられるが、異議申立人から「議事録を作って出すべきである」と、「現在、作成されたものがないこと」を認めている発言がなされていることも考え合わせると、作成された公文書が隠ぺいされているものであると考えることはできない。

そうであるとすれば、実施機関が、広島市情報公開条例第11条第1項に基づき、公文書部分開示決定処分を行ったことについて、違法又は不当な点はないと考える。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 6 段原土地区画整理事業のいわゆる清算金問題について

異議申立人は、市が説明した「約53万円/坪で清算する」ことを実現しないことに抗議しているものである。この点について実施機関は、不適切な説明を行ったことを認めているものの、清算金については、正式な手続を踏んで平均約100万円/坪と定めたとしているものである。

実施機関から提出された資料からは、昭和56年4月の住民懇談会での説明を始めとして、住民に対し、繰り返し、小宅地対策に係る清算金が平均坪53万円程度と受け取られるような説明を行っていたことが認められる。このような状況において、住民が、約53万円/坪が清算金として決定されたものである、あるいは、決定されるものであると考えたということである。

当審査会は、公文書の部分開示決定について審議を行ったものであり、この清算金問題について判断するものではないが、双方のわだかまりが解消し、再開発事業が円満に完了することを望むものである。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成13年10月29日	実施機関から、諮問第17号、実施機関の判断説明書等を受理
平成14年 3月 8日	実施機関から、「段原地区の事業経緯（概略）」を受理
平成14年 3月 8日	審議（実施機関の不開示理由等の説明）

(第1回審査会)	
平成14年 3月22日	異議申立人から、口頭意見陳述の申立書を受理
平成14年 3月29日	異議申立人から、意見書を受理
平成14年 4月 8日 (第2回審査会)	審議(異議申立人の口頭意見陳述)
平成14年 5月 7日 (第3回審査会)	審議